

埼玉県立学校の学校の管理下における生徒等の死亡見舞金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県立の高等学校、特別支援学校及び中学校（以下「学校」という。）の生徒、児童及び幼児（以下「生徒等」という。）が学校の管理下において死亡した場合における死亡見舞金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象)

第2条 死亡見舞金は、次の各号に掲げる場合について支給する。

- (1) 生徒等が学校の管理下において死亡した場合。
- (2) 生徒等の死亡で、その原因である行為が学校の管理下においてなされたもののうち埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める場合及び学校の管理下において発生した事件に起因する場合。

2 前項に規定する学校の管理下とは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 生徒等が法令の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けているとき。
- (2) 生徒等が学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けているとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、生徒等が休憩時間中に学校にあるとき、その他当該学校の校長の指示又は承認に基づいて学校にあるとき。
- (4) 特別支援学校においては、スクールバス内及び寄宿舎内にあるとき。
- (5) 前各号に掲げるほか、教育委員会が認めるとき。

(死亡見舞金の額)

第3条 死亡見舞金の額は、死亡した生徒等1人につき20万円とする。ただし、教育委員会が必要と認める場合は、死亡見舞金の一部を支給しないことができる。

(死亡報告)

第4条 校長は、第2条に掲げる生徒等の死亡が発生したときは、速やかに生徒等死亡報告書（様式第1）に死亡診断書の写しを添えて、埼玉県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

(支給の決定及び通知)

第5条 死亡見舞金の支給の決定は、死亡見舞金支給審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を経て、教育長が行う。

2 教育長は、死亡見舞金の支給を決定したときは、校長に死亡見舞金支給決定通知書（様式第2）を通知する。

(支給方法)

第6条 死亡見舞金は、校長を通して生徒等の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に対して支給する。

(支給報告)

第7条 校長は、死亡見舞金を保護者に支給したときは、速やかに死亡見舞金支給報告書（様式第3）を教育長に提出しなければならない。

(審査委員会)

第8条 死亡見舞金支給の適切な処理を図るため、審査委員会を置く。

2 審査委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

3 委員長及び委員は、教育局職員のうちから教育長が任命する。

(委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成5年11月30日から施行する。

2 昭和55年4月1日施行の「埼玉県立学校の学校管理下における生徒等の死亡見舞金支給要綱」については、廃止する。

附 則

この要綱は平成16年5月7日から施行する。

この要綱は平成19年11月26日から施行する。

この要綱は平成20年6月3日から施行する。

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

埼玉県立学校の学校の管理下における生徒等の死亡見舞金支給に
関する取扱要領

- 1 この取扱要領は、埼玉県立学校の学校の管理下における生徒等の死亡見舞金支給要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき、死亡見舞金の支給に関する必要な事項を定める。
- 2 （1）要綱第2条第1項第2号における教育委員会が認める場合とは、学校の管理下における各教科・科目の授業、特別活動、部活動等が原因で、学校の管理下外で死亡した場合などについて適用する。
（2）要綱第2条第1項第2号における学校の管理下において発生した事件に起因する場合とは、独立行政法人日本スポーツ振興センターの「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付の基準に関する規定」の表「学校の管理下において発生した事件に起因する死亡」（省令第24条第3号）の内容・説明・備考の項目を準用する。
- 3 要綱第2条第2項の第1号に掲げる場合の学校の管理下の範囲については、独立行政法人日本スポーツ振興センターの「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付の基準に関する規定」の表「学校の管理下の範囲」（以下「給付基準・学校管理下の範囲」という）のうち施行令第5条第2項第1号の内容・説明・備考の項目を準用する。
- 4 要綱第2条第2項の第2号に掲げる場合の学校の管理下の範囲については、給付基準・学校管理下の範囲のうち施行令第5条第2項第2号の内容・説明・備考の項目を準用する。
- 5 要綱第2条第2項の第3号に掲げる場合の学校の管理下の範囲については、給付基準・学校管理下の範囲のうち施行令第5条第2項第3号の内容・説明・備考の項目を準用する。
- 6 要綱第2条第2項の第4号に掲げる場合のうち寄宿舎にあるときの学校の管理下の範囲については、給付基準・学校管理下の範囲のうち施行令第5条第2項第5号 省令第26条第1号「寄宿舎にあるとき」の説明・備考の項目を準用する。

7 要綱第3条のただし書における死亡見舞金の一部を支給しないことができる場合とは、本人の故意または重大な過失による死亡及び突然死のうち、死亡見舞金支給審査委員会が認めた場合とし、その場合の死亡見舞金の額は、死亡した生徒等1人につき10万円とする。

ただし、本人が、いじめ（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条第1項に規定するいじめをいう。）、体罰（学校教育法（昭和22年法律第26条）第11条ただし書に規定する体罰をいう。）その他の本人の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に死亡したときは、この限りではない

8 要綱第4条にある死亡診断書の写しは、埋葬許可書の写し、住民票の写しに代えることができる。

9 死亡見舞金の取扱事務（予算執行を含む。）は、教育局県立学校部県立学校人事課が行う。

10 死亡見舞金の支給は、速やかに行うものとし、原則として、死亡後10日以内とする。

11 死亡見舞金の名義は、「埼玉県教育委員会」とする。香典袋に「御霊前」とする。

12 資金前渡担当者は、教育局県立学校部県立学校人事課長が指定する者とする。

死亡見舞金支給審査委員会規程

第1条 死亡見舞金の支給に伴う審査の適正な処理及び事務処理の円滑化のため、埼玉県立学校の学校の管理下における生徒等の死亡見舞金支給要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき死亡見舞金支給審査委員会（以下「審査委員会」という。）の規定に関する事項を定める。

第2条 要綱第8条第2項の委員長は、県立学校部副部長とし、委員は、財務課長、県立学校人事課長、特別支援教育課長、生徒指導課長及び保健体育課長とする。

第3条 審査委員会は、必要に応じて委員長が召集し、主宰する。委員長は、審査の結果を、速やかに教育長に報告しなければならない。

第4条 審査委員会は、審査の対象となる生徒等の死亡について、次のことを審査する。

- (1) 死亡見舞金を支給することが適切かどうかの判定
- (2) その他、死亡見舞金に関する事項

第5条 審査委員会の開催に関する事務及び死亡見舞金の決定・支給に関する事務は、教育局県立学校部県立学校人事課が行う。